株主各位

東京都中央区銀座一丁目16番1号 株式会社ハピネス・アンド・ディ 代表取締役社長 前 原 聡

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.happiness-d.co.jp

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集ご通知・ 決算ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)の ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ハピネス・アンド・ディ」又は「コード」に当社証券コード「3174」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年11月28日(金曜日)午後6時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 目 時 2025年11月29日(土曜日) 午前10時(開場午前9時30分)

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館9階 会議室

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

※ ご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1. 第35期(2024年9月1日から2025年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第35期(2024年9月1日から2025年8月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案 取締役

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款 第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の「連結注記表」
- ②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計 監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査を した対象書類の一部であります。

- ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事 業 報 告

(自 2024年9月1日) 至 2025年8月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化・中東の紛争激化に加え、米国トランプ政権による関税引き上げ政策や中国経済の減速等、世界情勢に一層の不透明感が増しております。国内においては、インバウンドを中心に観光需要の盛り上がりがみられるものの、原材料や円安水準の高止まりや米価格の高騰による生活不安の高まりもあり、消費者マインドの持ち直しは依然不透明な厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループはグループ戦略に主眼を置いた中期経営計画(2023年10月3日公表、2024年10月29日見直し、2025年4月14日数値計画取下げ)の取組みとして、ハピネス・アンド・ディの構造改革、No. (ナンバードット)の宝飾新規事業立ち上げ、AbHeriの展開拡大等を進めてまいりました。

ハピネス・アンド・ディの構造改革といたしましては、前連結会計年度より 進めてまいりました宝飾品・プライベートブランド(PB)の拡充、好調の地 金商品・ユニセックス商品の強化、宝飾強化店舗の拡大とともに、下期から は、インポートブランド雑貨を中心としたヴィンテージ商品の取扱いを順次開 始し取扱店舗の拡大を進めるとともに、カジュアル商品・宝飾催事の強化を重 点的に進めてまいりました。

No.の取組みといたしましては、2024年11月にブランドローンチとしてポップアップ店・ECサイトを開設し、グループ合同催事等を通じて販売拡大に努めました。 Ab Heriにつきましては、関西の主力店舗となる大阪店を2025年3月21日にオープンし、東京においては8月に近隣店舗となる新丸ビル店・銀座店を統合いたしました。

業績面におきましては、重点課題とした宝飾催事や地金商品の強化により、 宝飾部門は前期を上回る成果となったものの、雑貨部門は価格上昇の影響によ り販売に苦戦いたしました。一方、下期からのヴィンテージ商品の販売は好調 なスタートとなり、取扱店舗数は期末に33店舗にまで拡大いたしました。 販売費及び一般管理費につきまして、前連結会計年度17店舗の閉店効果及び 人件費を中心とした抑制に努めた結果、一時的な閉店コスト等を計上してはお りますが前連結会計年度を下回る結果となりました。一方、AbHeriの業 績面におきましては堅調に推移してまいりましたが、3月の大阪店出店による 売上が純増となったものの、前年度下期からの価格改定やバイヤー買付けの落 ち込みの影響を受けました。

店舗の出退店につきましては、新規出店を抑制する一方で、不採算店14店舗を閉店いたしました。これにより2025年8月期末現在57店舗(8月末日を最終営業日とした閉店店舗を含めると64店舗)となり、当社グループ店舗数はAbHeri直営店3店舗を加えますと、同60店舗となっております。また、既存店の活性化として、3月に倉敷店、4月に名取店の移転改装を実施いたしました。

なお、前連結会計年度におきまして、ハピネス単体で不採算店17店舗の閉店を順次実施したこと、当連結会計年度においても同不採算店14店舗の閉店を実施したことにより、期末の店舗数は前期71店舗、当期57店舗となっており、この店舗数減少により売上規模は大きく減少となっております。これを受けて当期におけるハピネス単体既存店ベースでの売上高(総額売上高ベース)は前期比91.3%、粗利益は同98.0%となっております。構造改革における取組みの中で、高額ブランド商品から粗利率の高い宝飾・地金商品へ商品展開のシフトを進めていることから、既存店売上高は減少となりましたが、同粗利益は前期比で若干の低下にとどまる結果となりました。

当社グループにおける商品区分別の売上高は以下のとおりです。

- ・宝飾品は、地金商品・PBジュエリー等が引き続き好調であったことで、 売上高3,261,493千円(前期比4.0%増)、売上総利益1,803,510千円(前期比4.2%増)となりました。
- ・時計は、価格上昇による海外ブランド時計の落ち込みと時計市場の縮小に伴って、前期より商品展開を絞っており、売上高1,048,312千円(同38.7%減)、売上総利益328,367千円(同35.0%減)となりました。
- ・バッグ・小物は、MD見直しにより手ごろな価格帯の商品やPBバッグが 好調に推移する一方で、海外ブランドの価格上昇の影響が続いております が、ヴィンテージ商品の販売が寄与したことで売上高4,531,642千円(同 23.7%減)、売上総利益1,454,807千円(同22.5%減)となりました。

<商品区分別売上高>

| | | | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|------------|----|------|---------------|---------------|
| | | | (グループ店舗数74店舗) | (グループ店舗数60店舗) |
| 宝 | 飾品 | (千円) | 3, 135, 336 | 3, 261, 493 |
| 時 | 計 | (千円) | 1, 709, 235 | 1, 048, 312 |
| バッグ・小物(千円) | | (千円) | 5, 936, 395 | 4, 531, 642 |
| 合 | 計 | (千円) | 10, 780, 967 | 8, 841, 449 |

<商品区分別売上総利益>

| | | | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|------------|-----|------------------|---------------|---------------|
| | | | (グループ店舗数74店舗) | (グループ店舗数60店舗) |
| 宝鱼 | 飾 品 | (千円) | 1, 731, 312 | 1, 803, 510 |
| 時 | 計 | (千円) | 504, 976 | 328, 367 |
| バッグ・小物(千円) | | 小物(千円) 1,877,895 | | 1, 454, 807 |
| 合 | 計 | (千円) | 4, 114, 185 | 3, 586, 685 |

なお、上記のほか、特別損失として、店舗の改装等に伴う固定資産廃棄損23,306千円、減損損失218,207千円、店舗閉鎖損失引当金繰入額37,970千円、リース解約損2,716千円を計上いたしました。

さらに、当連結会計年度の実績及び今後の見通しを踏まえ、繰延税金資産を 取崩しており、この結果、法人税等調整額は74,106千円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,841,449千円(前期比18.0%減)、 営業損失404,212千円(前期は営業損失158,219千円)、経常損失435,620千円 (前期は経常損失186,916千円)、親会社株主に帰属する当期純損失808,614千円 (前期は親会社株主に帰属する当期純損失459,062千円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・新規出店(アベリ大阪店)に伴う造作・附属設備等への投資実施(投資金額52,283千円)
 - ・既存店(ブランドショップハピネス名取店・倉敷店、アベリ本社)改装等に 伴う設備投資(投資金額59,153千円)
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充 該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、廃棄、滅失
 - ・既存店 (ブランドショップハピネス名取店・倉敷店) 改装等に伴う造作・附属設備等の廃棄 (損失金額23,306千円)

(3) 資金調達の状況

- ① 当連結会計年度中に金融機関から154百万円借入れ、360百万円返済いたしました。
- ② 当連結会計年度中に新株予約権の行使により7百万円を調達しております。
- ③ 当連結会計年度中の金融機関を引き受け先とした私募債の発行、償還状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

円安・諸物価の高騰が続いている中で、トランプ関税の影響も懸念されており、小売業界にとって依然厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような環境において当社は、外部環境の変化を踏まえハピネス・アンド・ディの構造改革を中心に事業の立て直しを進めてまいりました。次期においては、以下の重点施策を着実に進め収益改善に向けた実績を積み上げていく考えです。

①ハピネス・アンド・ディの構造改革

i) ヴィンテージ商品の展開拡大

当期の下期より開始したヴィンテージ商品の取扱いについては、さらに取扱店舗の拡充を図ってまいります。店舗規模に応じた商品取扱いの精度を高め、商品の仕入れ体制の強化とともに、利益率向上へ向けた自社買取りの体制整備も進めてまいります。

ii) 宝飾・地金商品の強化

前期及び当期において重点課題とした宝飾・地金商品の強化は、商品ラインの拡大とともに売上実績を積み上げてまいりました。当期においても催事開催を強化し、店舗スタッフの育成も含めて引き続き販売強化に努めてまいります。また、仕入れ体制の改善にも努め、利益率の向上を図ってまいります。

iii) カジュアルブランド商品の強化

顧客の購買力に応じたカジュアルブランド商材の強化を引き続き進めてまいります。新規ブランドの導入とともに在庫コントロールの精度を 高め、売上の底上げを図ってまいります。

iv) 店舗統廃合について

前期において17店舗、当期において14店舗の不採算店の閉鎖を行いましたことから、不採算店舗の撤退は一巡したと考えております。次期以降においては営業政策の浸透により収益構造の改善が図れるものと考えております。

②株式会社AbHeri

当期においては東京都の2店舗を銀座店に統合し、新たに大阪店を出店したことで、福岡店を含め3店舗の直営店体制となりました。次期においては、大阪店を関西圏の旗艦店舗とするべく顧客開拓とプロモーションの強化に努めてまいります。また、調査段階にあった中国進出についても、本格的な販売段階への移行を進めてまいります。

③株式会社No.

設立2年目にあたる当期においては、商品開発を終えブランドローンチとともにイベント催事を開催してまいりました。今後においてはイベント催事、ポップアップ店舗によるブランド認知と販路拡大に努めてまいります。

④継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2022年8月期以降の急激な円安進行・物価高騰によりインポートブランド品の販売が落ち込み、不採算店舗の閉店も進めた結果、2023年8月期以降、継続して、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当連結会計年度においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在すると認識しております。

当社グループはこのような状況に対し、中期経営計画に基づくハピネス・アンド・ディの構造改革、No.の宝飾新規事業立ち上げ、AbHeriの展開拡大等の早期の黒字化へ向けての取組みを推進しております。構造改革における宝飾部門の強化については、販売高の向上に伴って売上総利益率の改善につながっており、一定の成果を得られております。これに加えて、2025年8月期下期よりバッグ・小物等の売上向上への対策として新たな取組みを推進しております。具体的にはこれまでの並行輸入品の取扱いに加えて、リユース品であるヴィンテージ商品の取扱いを順次進めております。

また、当連結会計年度においては、収支改善への取組みとして行った不採 算店舗の閉店も一巡し、今後の収支改善も見通せる状況となってまいりまし た。

また、資金面においては、当連結会計年度末において、現金及び預金は 689,512千円となっております。

今後の安定的な事業継続に必要な資金繰りを維持するため、当社は取引金融機関に対して借入金の元本返済に係る条件変更の申し入れを行い、各金融機関の同意をいただいており、すべての取引金融機関と継続して協議する協調体制を構築しております。メインバンクである株式会社千葉銀行を中心に取引金融機関と緊密な関係を維持しており、今後も継続的な支援が得られるものと考えております。

なお、株式会社千葉銀行と貸付極度額400,000千円の当座貸越契約を2025 年8月28日付けで締結し、当該契約に係る当連結会計年度末の借入実行残高 は100,000千円となっております。

さらに、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(1)第三者割当

による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行」に記載の通り、2025年10月17日付の取締役会において、第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行について決議しております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在 するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと 判断しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| | 期 別 第33期 第34期 | | 第35期 (当連結会計年度) | |
|------------------------|---------------|----------|-------------------|----------|
| 区分 | | 2023年8月期 | 2024年8月期 | 2025年8月期 |
| 売 上 高(| 百万円) | 12, 742 | 10, 780 | 8, 841 |
| 経常損失(△)(| 百万円) | △243 | △186 | △435 |
| 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) | 百万円) | △668 | △459 | △808 |
| 1株当たり当期純損失 (△) | (円) | △263.44 | △180.39 | △317. 59 |
| 総 資 産 額(| 百万円) | 9, 093 | 7, 052 | 5, 650 |
| 純 資 産 額(| 百万円) | 1, 503 | 1,015 | 198 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 572.01 | 381. 89 | 60.96 |
| | | | | |

⁽注) 当社は、第33期より連結計算書類を作成しておりますので、第32期以前の財産及び損益の状況 については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

| 期別 | 第32期 | 第33期 | 第34期 | 第35期 (当事業年度) |
|---------------------------------------|----------|----------|----------|-----------------|
| 区分 | 2022年8月期 | 2023年8月期 | 2024年8月期 | 2025年8月期 |
| 売 上 高(百万円) | 13, 608 | 12, 359 | 10, 232 | 8, 408 |
| 経常利益又は (百万円) 経常損失(△) | 191 | △289 | △260 | △366 |
| 当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円) | 89 | △683 | △496 | △818 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 (円) 損失(△) | 35. 36 | △269. 71 | △194. 97 | △321. 28 |
| 総 資 産 額(百万円) | 9, 258 | 8, 907 | 6, 836 | 5, 360 |
| 純 資 産 額(百万円) | 2, 214 | 1, 487 | 962 | 136 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 846.98 | 565. 76 | 361.04 | 36. 44 |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------|-------|----------|---------------------------------------|
| 株式会社AbHeri | 49百万円 | 100% | 宝飾・貴金属の製造、卸売、小売業 |
| 株式会社No. | 50百万円 | 100% | 貴金属製品、装身具の企 画、開発、製造、卸売、小 売業、輸出入 |

(7) 主要な事業内容(2025年8月31日現在)

当社グループは株式会社ハピネス・アンド・ディ、株式会社AbHeriDび株式会社No.で構成されております。

- ① 株式会社ハピネス・アンド・ディは、インポートブランドを中心とした宝飾品、時計及びバッグ・小物等の販売であり、主として大都市周辺部及び地方都市の大型ショッピングセンターに、セレクトショップとして「ハピネス」、「GINZA Happiness」の店舗を出店しております。
 - オリジナルブランド商品として、H&D を展開しております。
- ② 株式会社AbHeriは、ジュエリーを自社工房でデザインから一貫して製作し、卸売りに加えて都市型直営店及び通販サイトでの販売において、強いブランド力を有しております。
- ③ 株式会社No.は、ジュエリーの新規事業として2023年10月に設立いたしました。初年度は市場調査・商品企画を中心に展開し、2024年11月にブランドローンチいたしました。

(8) 主要な事業所

(2025年8月31日現在)

①当社

| 地域 | 事業所の名称 | 所 在 地 | | | | | |
|---------------|---------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|
| 本 社 | | 東京都中央区 | | | | | |
| | ハピネス札幌苗穂店 | 北海道札幌市東区 イオンモール札幌苗穂内 | | | | | |
| | ハピネス帯広店 | 北海道帯広市 イオン帯広内 | | | | | |
| 北海道地区 (5店舗) | ハピネス北見店 | 北海道北見市 イオン北見内 | | | | | |
| (5店舗) | ハピネス釧路店 | 北海道釧路郡釧路町 イオン釧路内 | | | | | |
| | ハピネス上磯店 | 北海道北斗市 イオン上磯内 | | | | | |
| | ハピネス下田店 | 青森県上北郡おいらせ町 イオンモール下田内 | | | | | |
| | ハピネスつがる柏店 | 青森県つがる市 イオンモールつがる柏内 | | | | | |
| | ハピネス盛岡店 | 岩手県盛岡市 イオンモール盛岡内 | | | | | |
| | ハピネス名取店 | 宮城県名取市 イオンモール名取内 | | | | | |
| 東北地区 (9店舗) | ハピネス新利府店 | 宮城県宮城郡利府町 イオンモール新利府内 | | | | | |
| | ハピネス石巻店 | 宮城県石巻市 イオンモール石巻内 | | | | | |
| | ハピネスいわき小名浜店 | 福島県いわき市 イオンモールいわき小名浜内 | | | | | |
| | ハピネス秋田店 | 秋田県秋田市 イオンモール秋田内 | | | | | |
| | ハピネス大曲店 | 秋田県大仙市 イオンモール大曲内 | | | | | |
| | ハピネスパルナ店 | 茨城県稲敷市 パルナSC内 | | | | | |
| | ハピネス下妻店 | 茨城県下妻市 イオンモール下妻内 | | | | | |
| | ハピネス水戸店 | 茨城県水戸市 イオンモール水戸内原内 | | | | | |
| | ハピネスつくば店 | 茨城県つくば市 イオンモールつくば内 | | | | | |
| | ハピネス高崎店 | 群馬県高崎市 イオンモール高崎内 | | | | | |
| 関東地区 (16店舗) | GINZA Happiness 前橋店 | 群馬県前橋市 けやきウォーク前橋内 | | | | | |
| , ,,,,,,,,, | ハピネス羽生店 | 埼玉県羽生市 イオンモール羽生内 | | | | | |
| | ハピネス越谷店 | 埼玉県越谷市 イオンレイクタウンkaze内 | | | | | |
| | ハピネス東松山店 | 埼玉県東松山市 ピオニウォーク東松山内 | | | | | |
| | ハピネス春日部店 | 埼玉県春日部市 イオンモール春日部内 | | | | | |
| | ハピネス川口店 | 埼玉県川口市 イオンモール川口内 | | | | | |
| | | | | | | | |

| 地域 | 事業所の名称 | 所 在 地 | | | | |
|--|----------------------|------------------------|--|--|--|--|
| | GINZA Happiness 富士見店 | 埼玉県富士見市 ららぽーと富士見内 | | | | |
| | ハピネス成田店 | 千葉県成田市 イオンモール成田内 | | | | |
| | ハピネス木更津店 | 千葉県木更津市 イオンモール木更津内 | | | | |
| | ハピネスむさし村山店 | 東京都武蔵村山市 イオンモールむさし村山内 | | | | |
| | ハピネス日の出店 | 東京都西多摩郡日の出町 イオンモール日の出内 | | | | |
| | ハピネス長岡店 | 新潟県長岡市 リバーサイド千秋内 | | | | |
| | ハピネス新潟南店 | 新潟県新潟市 イオンモール新潟亀田インター内 | | | | |
| | ハピネス高岡店 | 富山県高岡市 イオンモール高岡内 | | | | |
| | ハピネス新小松店 | 石川県小松市 イオンモール新小松内 | | | | |
| | ハピネス自山店 | 石川県白山市 イオンモール白山内 | | | | |
| 中部地区 (11店舗) | ハピネス松本店 | 長野県松本市 イオンモール松本内 | | | | |
| (==//4 A10/ | ハピネス甲府昭和店 | 山梨県中巨摩郡昭和町 イオンモール甲府昭和内 | | | | |
| | GINZA Happiness 磐田店 | 静岡県磐田市 ららぽーと磐田内 | | | | |
| | ハピネス名古屋茶屋店 | 愛知県名古屋市港区 イオンモール名古屋茶屋内 | | | | |
| | ハピネス豊川店 | 愛知県豊川市 イオンモール豊川内 | | | | |
| | ハピネス土岐店 | 岐阜県土岐市 イオンモール土岐内 | | | | |
| | ハピネス久御山店 | 京都府久世郡久御山町 イオンモール久御山内 | | | | |
| | ハピネス泉南店 | 大阪府泉南市 イオンモールりんくう泉南内 | | | | |
| D 41 | ハピネス四條畷店 | 大阪府四條畷市 イオンモール四條畷内 | | | | |
| (0 / 1 1 1 1 1 1 | ハピネス神戸店 | 兵庫県神戸市北区 イオンモール神戸北内 | | | | |
| | ハピネス津南店 | 三重県津市 イオンモール津南内 | | | | |
| 中国・四国 | ハピネス倉敷店 | 岡山県倉敷市 イオンモール倉敷内 | | | | |
| 関西地区 (5店舗) - 中国・四国 地区 (3店舗) | ハピネス岡山店 | 岡山県岡山市北区 イオンモール岡山内 | | | | |
| (3店舗) | ハピネス高知店 | 高知県高知市 イオンモール高知内 | | | | |

| 地域 | 事業所の名称 | 所 在 地 |
|-------------|-------------|--------------------------|
| | ハピネス八幡東店 | 福岡県北九州市八幡東区 イオンモール八幡東内 |
| | ハピネス直方店 | 福岡県直方市 イオンモール直方内 |
| | ハピネス筑紫野店 | 福岡県筑紫野市 イオンモール筑紫野内 |
| 九州・沖縄 地区 | ハピネス大分店 | 大分県大分市 パークプレイス大分内 |
| (8店舗) | ハピネス宮崎店 | 宮崎県宮崎市 イオンモール宮崎内 |
| | ハピネス熊本店 | 熊本県上益城郡嘉島町 イオンモール熊本内 |
| | ハピネス鹿児島店 | 鹿児島県鹿児島市 イオンモール鹿児島内 |
| | ハピネス沖縄ライカム店 | 沖縄県中頭郡北中城村 イオンモール沖縄ライカム内 |
| 合計 | 57店舗 ※ | |

※2025年8月31日を最終営業日としたハピネス旭川西店、同岡崎店、橿原店、日吉津店、新居浜店、徳島店、福津店を含めると合計64店舗となっております。

②子会社

株式会社AbHeri

| 地域 | 事業所の名称 | 所 在 地 | | | | |
|-------------|--------|-----------------------|--|--|--|--|
| 本 社 | | 東京都千代田区 | | | | |
| | アベリ銀座店 | 東京都中央区 GINZA SIX内 | | | | |
| 全国 (3店舗) | アベリ大阪店 | 大阪府大阪市北区 グラングリーン大阪南館内 | | | | |
| | アベリ福岡店 | 福岡県福岡市中央区 レソラ天神内 | | | | |

株式会社No.

| 地域 | 事業所の名称 | 所 在 地 |
|-----|--------|--------|
| 本 社 | | 東京都中央区 |

(9) 従業員の状況 (2025年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従 | 業 | 員 | 数 | 前連結会計年度末比増減 | |
|---|----|---|-------|-------------|-------|
| | 31 | | 67) 名 | 43名減 | (7名減) |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は総労働時間を1日8時間/人で換算し、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 1 | 従 | 業 | 員 | 数 | 前事業年度末比増減 | 平 | 均 | 年 | 齢 | 平 | 均 | 勤 | 続 | 年 | 数 |
|---|------------|---|---|-----------|-----------|-------|---|---|------|---|---|---|---|---|---|
| | 283 (64) 名 | | 名 | 46名減(7名減) | | 40.1歳 | | | 8.4年 | | | | | | |

(注) 取締役8名は含まれておりません。臨時従業員数は総労働時間を1日8時間/人で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

(2025年8月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|--------|
| 株式会社千葉銀行 | 791百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 595百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 580百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 339百万円 |
| 株式会社京葉銀行 | 304百万円 |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、CSR(企業の社会的責任)活動の一環として、NPO法人 児童虐待防止 全国ネットワークが総合窓口である、子ども虐待防止のための広報・啓発活動 「オレンジリボン運動」を支援しており、オリジナルブランド商品の一部につい ては、バングラデシュの工場への生産委託、海洋プラスチックを再生した商品の 開発を行うなど、社会問題の解決を図る商品開発にも取り組んでおります。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 6,400,000株

(2)発行済株式の総数 2,591,600株

(3) 株主数 5,558名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|-------------------|-----------|---------|
| 田篤史 | 587, 500株 | 23. 07% |
| 田 泰夫 | 558, 200 | 21. 92 |
| 有限会社DEN | 150, 000 | 5. 89 |
| 野村 正治 | 107,000 | 4. 20 |
| 田 啓子 | 70, 000 | 2.74 |
| ハピネス・アンド・ディ従業員持株会 | 18, 300 | 0.71 |
| 長戸 悠一郎 | 16, 900 | 0. 66 |
| 前原 聡 | 12, 300 | 0. 48 |
| 新沼 吾史 | 11,800 | 0. 46 |
| 高安 勝 | 9, 080 | 0. 35 |

⁽注) 1 当社は、自己株式を45,897株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

(6) **その他株式に関する重要事項** 該当事項はありません。

² 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

| | | 第1回新株予約権 | | 第2回新株予約権 | |
|----------------------------|--------------------------|---|--------|---------------------------------|-------------|
| 発行決議日 | | 2013年1月11日 | | 2014年1月14日 | |
| 新株予約権の |)数 | 47個 | | 47個 | |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類と数 | | 普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1 | | 普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 1円 | | 1円 | |
| 新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり143,900円 (1株当たり719.5円) (注) 1 | | 新株予約権1個当たり (1株当たり724円) | 0 144, 800円 |
| 権利行使期間 |] | 2013年2月1日から 2043年1月31日まで | | 2014年2月1日から 2044年1月31日まで | |
| 行使の条件 | | (注) 2 | | (注) 2 | |
| | 取締役 | 新株予約権の数 | 47個 | 新株予約権の数 | 47個 |
| 役員の 保有状況 | (監査等委員 である取締役 を除く) | 目的となる株式数 | 9,400株 | 目的となる株式数 | 9,400株 |
| | | 保有者数 | 2名 | 保有者数 | 2名 |

- (注) 1 2013年6月27日開催の取締役会決議により、2013年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
 - 2 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日 までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

| | | 第3回新株予約権 | | 第4回新株予約権 | |
|------------------|--------------------------|-----------------------------------|--------|-----------------------------------|--------|
| 発行決議日 | | 2015年1月14日 | | 2016年1月13日 | |
| 新株予約権の | 数 | 47個 | | 42個 | |
| 新株予約権の株式の種類と | | 普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき200株) | | 普通株式 8,400株 (新株予約権1個につき200株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 1円 | | 1円 | |
| 新株予約権の 出資される則 | 行使に際して 産の価額 | 新株予約権1個当たり125,000円 (1株当たり625円) | | 新株予約権1個当たり108,200円 (1株当たり541円) | |
| 権利行使期間 |] | 2015年1月31日から 2045年1月30日まで | | 2016年1月30日から 2046年1月29日まで | |
| 行使の条件 | | (注) | | (注) | |
| | 取締役 | 新株予約権の数 | 47個 | 新株予約権の数 | 42個 |
| 役員の 保有状況 | (監査等委員 である取締役 を除く) | 目的となる株式数 | 9,400株 | 目的となる株式数 | 8,400株 |
| | | 保有者数 | 2名 | 保有者数 | 2名 |

⁽注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

| | | 1 | | I | | |
|----------------------------|--------------------------|------------------------------------|--------|---------------------------------|-------------|--|
| | | 第5回新株予約権 | | 第7回新株予約権 | | |
| 発行決議日 | | 2017年1月13日 | | 2017年12月12日 | 2017年12月12日 | |
| 新株予約権の | 数 | 42個 | | 34個 | | |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類と数 | | 普通株式 8,400株 (新株予約権1個につき200株) | | 普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき200株) | | |
| 新株予約権の払込金額 | | 1円 | | 1円 | | |
| 新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり97,700円 (1株当たり488.5円) | | 新株予約権1個当たり (1株当たり1,360円 | | |
| 権利行使期間 |] | 2017年2月1日から 2047年1月31日まで | | 2018年1月11日から 2048年1月10日まで | | |
| 行使の条件 | | (注) | | (注) | | |
| | 取締役 | 新株予約権の数 | 42個 | 新株予約権の数 | 34個 | |
| 役員の 保有状況 | (監査等委員 である取締役 を除く) | 目的となる株式数 | 8,400株 | 目的となる株式数 | 6,800株 | |
| | | 保有者数 | 2名 | 保有者数 | 2名 | |
| | | | | | | |

⁽注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

| | | 第10回新株予約権 | | |
|----------------------------|--------------------------|----------------------------------|----|--|
| 発行決議日 | | 2018年12月11日 | | |
| 新株予約権の | 数 | 94個 | | |
| 新株予約権の 株式の種類と | | 普通株式 9,400株 (新株予約権1個につき100株 | | |
| 新株予約権の | 払込金額 | 1円 | 1円 | |
| 新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり49,700円 (1株当たり497円) | | |
| 権利行使期間 | | 2019年1月10日から 2049年1月9日まで | | |
| 行使の条件 | | (注) | | |
| 取締役 | | 新株予約権の数 94個 | 固 | |
| 役員の 保有状況 | (監査等委員 である取締役 を除く) | 目的となる株式数 9,400ホ | 朱 | |
| | | 保有者数 2名 | 占 | |

- (注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2023年10月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権及び第 12回新株予約権

| | 第11回新株予約権 | 第12回新株予約権 |
|---------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 割当日 | 2023年10月30日 | 2023年10月30日 |
| 新株予約権の数 | 2,900個 | 3,000個 |
| 発行価額 | 総額1,524,000円 (本新株予約権1個につき508 円) | 総額264,000円 (本新株予約権1個につき88円) |

| | 当初行使価額 | 当初行使価額 |
|-------------|----------------------------|-----------------------------------|
| | 当初17英間額 本新株予約権 1,200円 | = 1/011 使 |
| | | |
| | 本新株予約権については、当社 | 本新株予約権については、当社 |
| | は、資金調達のため必要と判断し | は、資金調達のため必要と判断し |
| | た場合、当社取締役会の決議によ | た場合、当社取締役会の決議によ |
| | り、本新株予約権を行使価額修正 | り、本新株予約権を行使価額修正 |
| | 型の新株予約権に転換することが | 型の新株予約権に転換することが |
| | でき、かかる転換権の行使後は本 | でき、かかる転換権の行使後は本 |
| | 新株予約権に係る行使価額の修正 | 新株予約権に係る行使価額の修正 |
| | を行うことができるものとしま | を行うことができるものとしま |
| | す。この場合の行使価額は、本新 | す。この場合の行使価額は、本新 |
| | 株予約権の発行要項第17項に定め | 株予約権の発行要項第17項に定め |
| | る本新株予約権の各行使請求の効 | る本新株予約権の各行使請求の効 |
| | 力発生日(以下、本新株予約権の | 力発生日(以下、本新株予約権の |
| | 発行要項第17項に定める本新株予 | 発行要項第17項に定める本新株予 |
| | 約権の各行使請求の効力発生日を | 約権の各行使請求の効力発生日を |
| | 「修正日」といいます。)の直前 | 「修正日」といいます。)の直前 |
| | 取引日の東京証券取引所における | 取引日の東京証券取引所における |
| 行使価額及び行使価額の | 当社普通株式の普通取引の終値 | 当社普通株式の普通取引の終値 |
| 修正条件 | (同日に終値がない場合には、そ | (同日に終値がない場合には、そ |
| | の直前の終値)の90%に相当する | の直前の終値) の90%に相当する |
| | 金額の1円未満の端数を切り上げ | 金額の1円未満の端数を切り上げ |
| | た金額(以下、「修正日価額」と | 金額の1月不調の端数を切り上の た金額(以下、「修正日価額」と |
| | いいます。)が、当該修正日の直 | いいます。)が、当該修正日の直 |
| | 前に有効な行使価額を1円以上上 | 前に有効な行使価額を1円以上上 |
| | 回る場合または下回る場合には、 | 同に有効な行使価値を1日以上上 回る場合または下回る場合には、 |
| | | |
| | 当該修正日の翌日以降、当該修正 | 当該修正日の翌日以降、当該修正 |
| | 日価額に修正されます。但し、修工品は、 | 日価額に修正されます。但し、修工品は大学 |
| | 正日にかかる修正後の行使価額が | 正日にかかる修正後の行使価額が |
| | 712円(以下、「下限行使価額」 | 712円(以下、「下限行使価額」 |
| | といい、本新株予約権の発行要項 | といい、本新株予約権の発行要項 |
| | 第10項の規定を準用して調整され | 第10項の規定を準用して調整され |
| | ます。)を下回ることとなる場合 | ます。)を下回ることとなる場合 |
| | には行使価額は下限行使価額とし | には行使価額は下限行使価額とし |
| | ます。 | ます。 |
| | 「取引日」とは、東京証券取引所 | 「取引日」とは、東京証券取引所 |
| | において売買立会が行われる日を | において売買立会が行われる日を |
| | いいます。 | いいます。 |
| 仁掛明 | 2023年10月31日から | 2023年10月31日から |
| 行使期間 | 2026年10月30日まで | 2026年10月30日まで |
| 黄色 力力使用 15年 | 三田証券株式会社に対して第三者 | 三田証券株式会社に対して第三者 |
| 募集又は割当方法 | 割当の方法によって行います。 | 割当の方法によって行います。 |
| | | 7 4 th |

- (注) 1. 当社は第11回新株予約権に係る行使価額修正型新株予約権への転換権を行使しております。
 - 2. 当事業年度に第11回新株予約権が100個行使されております。
 - 3. 当社は、2025年10月17日の取締役会において、2023年10月30日に発行いたしました第11回 及び第12回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。) について、2025年11月11日

(予定) において、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちに全部を消却することを決議いたしました。詳細は、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(2)第三者割当による新株予約権の取得及び消却」をご参照ください。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年8月31日現在)

| | 氏 | 名 | | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|-----|------------|---|--------------|--|
| 田 | | 泰 | 夫 | 代表取締役会長 | _ |
| 前 | 原 | | 聡 | 代表取締役社長 | ジット株式会社 社外取締役 株式会社AbHeri 代表取締役社長 株式会社No. 取締役 |
| 田 | | 篤 | 史 | 取 締 役 副 社 長 | _ |
| 丸 | 山 | | 誠 | 取締役管理部長 | _ |
| 平 | 住 | 明 | 子 | 取締役商品本部長 | _ |
| 庄 | 司 | | 匡 | 取締役(常勤監査等委員) | _ |
| 久 | 保 | 達 | 弘 | 取締役 (監査等委員) | 松田綜合法律事務所パートナー弁護士 |
| 太 | 田 身 | É 和 | 子 | 取締役(監査等委員) | 太田美和子税理士事務所 代表 |

- (注) 1 取締役 (監査等委員) 久保 達弘氏及び太田 美和子氏は、社外取締役であります。
 - 2 取締役(監査等委員)久保 達弘氏は、松田綜合法律事務所パートナー弁護士であり、企 業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3 取締役(監査等委員)太田 美和子氏は、税理士であり、税理士事務所を経営しており、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4 第34回定時株主総会終結の時をもって、取締役高安 勝氏及び取締役(常勤監査等委員) 追川 正義氏は任期満了により退任いたしました。
 - 5 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(常勤監査等委員)庄司 匡氏並びに 取締役(監査等委員)久保 達弘氏及び太田 美和子氏との間に同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規 定する額となっております。
 - 6 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、庄司 匡氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 7 取締役(監査等委員)久保 達弘氏及び太田 美和子氏は、東京証券取引所規則に定める 独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 目的

取締役の報酬は、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となりうることから、報酬の決定プロセスの透明化を図り、適切なインセンティブとしての機能を向上させることを目的とする。

口. 報酬体系

A. 報酬の種類

取締役の報酬の種類は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬とする。

固定報酬は、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

役員賞与は、年度の業績、目標達成水準等を勘案して決定する。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

B. 種類ごとの比率

株主総会において報酬限度額は、金銭報酬(固定報酬と役員賞与)が 年額150,000千円以内、譲渡制限付株式報酬が年額20,000千円以内と決議 されていることから、実際の付与にあたってはこの比率7.5:1を目安と する。

ハ. 報酬の決定プロセス

取締役の報酬の額は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬いずれも、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において取締役会において決定する。個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役会長に委任するものとし、代表取締役会長は、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、個人別の報酬を決定する。

ニ. 報酬を与える時期

取締役の報酬を与える時期は、固定報酬は取締役選任に係る定時株主総会直後の臨時取締役会において決定し、役員賞与は支給月の前月の取締役会にて決定する。譲渡制限付株式報酬は取締役が職務執行を開始する日から1か月を経過する日までに付与株式数を決議し、当該決議の日から1か月を経過するまでに付与するものとする。

ホ. 今後の対応

法令改正の趣旨を踏まえて、取締役の報酬決定に係る透明性をいっそう 高めるための検討を継続する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる |
|---------------|-----------|-----------------|-----|-------|-------|
| 区 分 | (千円) 固定報酬 | 田党起副 | 賞与 | 譲渡制限付 | 役員の員数 |
| | | 貝子 | 株式 | (名) | |
| 取締役(監査等委員を除く) | 40, 610 | 40,610 | _ | _ | 7 |
| (うち社外取締役) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 取締役 (監査等委員) | 11, 397 | 11, 397 | _ | _ | 4 |
| (うち社外取締役) | (6, 372) | (6, 372) | (-) | (-) | (2) |
| 合 計 | 52, 007 | 52, 007 | _ | _ | 11 |
| (うち社外役員) | (6, 372) | (6, 372) | (-) | (-) | (2) |

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28 回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と 決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除 く)の員数は、5名です。また別枠で、2019年11月28日開催の第29回定時株主総会におい て、年額20,000千円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつ き、決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締 役及び社外取締役を除く)の員数は、5名です。
 - 3 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
 - 4 取締役会は、代表取締役会長 田 泰夫氏に対し、各取締役の固定報酬の額、各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与及び譲渡制限付株式(監査等委員である取締役を除く。)の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
 - ・取締役久保達弘氏は松田綜合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と同法律事務所との間には、委任契約の取引関係がありますが、同氏は当社の委任業務には関与しておらず、取引の規模や性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼす恐ればないと判断しております。
 - ・取締役太田美和子氏は、太田美和子税理士事務所代表を兼務しておりま す。なお当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動

| ② ヨ事未十及にわける主な伯勤 | | | | | | |
|-----------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| | 出席状況、発言状況及び | | | | | |
| | 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 | | | | | |
| 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会13回 | | | | | |
| 久保 達弘 | 全てに出席いたしました。 | | | | | |
| | 弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適 | | | | | |
| | 宜行っているほか、人事労務を含めた法務全般にわたる監査を | | | | | |
| | 行う等、期待される役割について、その責務を充分に果たして | | | | | |
| | おります。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥 | | | | | |
| | 当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員 | | | | | |
| | 会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜必 | | | | | |
| | 要な発言を行っております。 | | | | | |
| 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会13回 | | | | | |
| 太田 美和子 | 全てに出席いたしました。 | | | | | |
| | 税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適 | | | | | |
| | 宜行っているほか、決算監査及び内部統制の運用状況監査を行 | | | | | |
| | う等、期待される役割について、その責務を充分に果たしてお | | | | | |
| | ります。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当 | | | | | |
| | 性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会 | | | | | |
| | において、当社の経理システム並びに内部監査等について、適 | | | | | |
| | 宜必要な発言を行っております。 | | | | | |

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 23,000千円

(注)上記の報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について監査法人との契約に おいて明確に区分せず、かつ、実質的にも区分出来ないため、双方あわせて記載しておりま す。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する 議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めておりますが、2018年11月29日に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日の取締役会において、同基本方針を改定する決議を行っております。また、2023年7月12日の取締役会にて企業集団における業務の適正を確保するための体制について、一部改定を行っております。概要はつぎのとおりです。

- 1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
- ②法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。
- ③内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適 官改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
- ④法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ⑤反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力から の不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応を とる。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む。)のうえ、経営 判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理 する。
- ②株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に 関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常 時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ③情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心 にその推進を図る。
- ②平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。
- ③リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速

な対応を行う。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①「組織規程」、「業務分掌規程」等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
- ②取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務 執行の効率性を確保する。
- ④取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。
- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ②上記報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理体制の整備を図る。
- ③子会社の自主性を尊重するとともに、事業の内容及び規模に応じた適切な子会 社支援を実施し、子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ④リスク管理委員会を中心に子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進 を図る。また、内部通報制度の対象に子会社の役員及び従業員も含める。
- 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処 する。
- 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて、その職務の執行状況その 他に関する報告を行う。
- ②取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ③当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
- ④監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、重要な会

議に出席することができる。

- ⑤重要な決裁書類は、監査等委員会が選定する監査等委員の閲覧に供する。
- 8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項当社は、監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 9. その他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査等 委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性の確保に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制に関する決定内容に基づいて、その適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要はつぎのとおりです。

1. コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社では、全社的なコンプライアンス、リスク管理に関する協議を行う機関として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催いたしております。当事業年度は同委員会において、「業績改善に向けた対応状況」、「カスタマーハラスメントポリシーの制定」等を議題といたしました。また、コンプライアンス意識のいっそうの向上を図るため、管理職研修等の場を通じて、継続的に教育・啓蒙に努めました。

2. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 取締役及び従業員は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告 するとともに、取締役は定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行 い、監査等委員会監査の実効性を高めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

| 資 産 の | 部 | 負債の | 部 |
|---------------------------------------|-------------|---|-------------------|
| ————————————————————————————————————— | 金額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 4, 764, 115 | 流動負債 | 4, 241, 936 |
| 現金及び預金 | 689, 512 | 支払手形及び買掛金 | 436, 859 |
| | | 電子記録債務 | 231, 154 |
| 受 取 手 形 | 3, 693 | 短 期 借 入 金 | 104, 000 |
| 売 掛 金 | 723, 813 | 1年内返済予定の長期借入金 | 2, 851, 420 |
| 商品及び製品 | 3, 014, 617 | リース債務 | 4, 561 |
| | | 未払法人税等 | 26, 743 |
| 性 掛 品 | 10, 997 | 契約負債 | 69, 432 |
| 原材料及び貯蔵品 | 153, 131 | 賞 与 引 当 金 | 74, 080 |
| そ の 他 | 168, 348 | 店舗閉鎖損失引当金 | 31, 050 |
| 固定資産 | 886, 579 | と の 他 | 412, 634 |
| | 000, 379 | 固定負債 | 1, 209, 830 |
| 有 形 固 定 資 産 | 267, 598 | 長期借入金 | 803, 481 |
| 建物及び構築物 | 211, 707 | リース債務 | 9, 470 |
| リース資産 | 13, 504 | 資産除去債務 操延税金負債 | 299, 298 |
| | | 繰延税金負債 その他 | 7, 243 90, 335 |
| そ の 他 | 42, 385 | 負債合計 | 5, 451, 767 |
| 無形固定資産 | 69, 615 | 「「「「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「 | |
| のれん | 26, 959 | 株主資本 | 139, 441 |
| そ の 他 | 42, 656 | 資 本 金 | 352, 284 |
| | ŕ | 資 本 剰 余 金 | 340, 365 |
| 投資その他の資産 | 549, 365 | 利 益 剰 余 金 | △530, 839 |
| 投 資 有 価 証 券 | 54, 263 | 自己株式 | △22, 368 |
| 敷金及び保証金 | 481, 991 | その他の包括利益累計額 | 15, 737 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 15, 737 |
| 操 延 税 金 資 産 | 8, 604 | 新 株 予 約 権 | 43, 748 |
| その他 | 4, 506 | 純 資 産 合 計 | 198, 928 |
| 資 産 合 計 | 5, 650, 695 | 負債及び純資産合計 | 5, 650, 695 |

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年9月1日) 至 2025年8月31日)

| | | 科 | | | | 目 | 金 | 額 |
|----|-----|-----|-----|------|------|-----|----------|-------------|
| 売 | | 上 | | 高 | | | | 8, 841, 449 |
| 売 | Ŧ | = | 原 | 価 | | | | 5, 254, 764 |
| | 売 | Ŧ | = | 総 | 利 | 益 | | 3, 586, 685 |
| 販売 | も費及 | とびー | 般管 | 理費 | | | | 3, 990, 897 |
| | 営 | | 業 | | 損 | 失 | | 404, 212 |
| 営 | 業 | 外 | 収 | 益 | | | | |
| | 受 | | 取 | | 利 | 息 | 977 | |
| | 受 | 耳 | Ż | 配 | 当 | 金 | 685 | |
| | 受 | 耳 | Ż | 手 | 数 | 料 | 699 | |
| | 受 | 耳 | Ż | 保 | 険 | 金 | 806 | |
| | 受 | 取 | 損 | 害 | 賠 | 償 金 | 1, 379 | |
| | そ | | | 0) | | 他 | 785 | 5, 333 |
| 営 | 業 | 外 | 費 | 用 | | | | |
| | 支 | | 払 | | 利 | 息 | 35, 987 | |
| | そ | | | 0) | | 他 | 754 | 36, 741 |
| | 経 | | 常 | | 損 | 失 | | 435, 620 |
| 特 | 另 | IJ | 損 | 失 | | | | |
| | 固 | 定 | 資 | 産 | 廃 | 棄 損 | 23, 306 | |
| | 減 | | 損 | | 損 | 失 | 218, 207 | |
| | 店舎 | 甫閉釒 | 鎖損 | 失引 | 当金約 | 桌入額 | 37, 970 | |
| | IJ | _ | ス | / * | | | 2, 716 | 282, 201 |
| | 税3 | 金 等 | 調整 | 誓前 当 | 当期 紅 | 損 失 | | 717, 822 |
| | 法丿 | 、税、 | 住 | 民税 | 及び事 | 事業税 | 16, 686 | |
| | 法 | 人 | 税 | 等 | 調 | 整額 | 74, 106 | 90, 792 |
| | 当 | 其 | 月 | 純 | 損 | 失 | | 808, 614 |
| | 親会 | 社株 | 主に州 | 帚属す | る当期 | 純損失 | | 808, 614 |

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

| | | | 株 | 主 | 本 | |
|------------------------------|---|----------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 資 | 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | | 348, 699 | 336, 825 | 307, 234 | △23, 445 | 969, 313 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △29, 458 | | △29, 458 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 | | | | △808, 614 | | △808, 614 |
| 新株予約権の行使 | | 3, 585 | 3, 540 | | 1, 076 | 8, 202 |
| 株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額) | | | | | | - |
| 当連結会計年度変動額合計 | | 3, 585 | 3, 540 | △838, 073 | 1, 076 | △829, 871 |
| 当連結会計年度末残高 | | 352, 284 | 340, 365 | △530, 839 | △22, 368 | 139, 441 |

| | | | | (+In · 111) |
|-------------------------------|------------------|-------------------|---------|-------------|
| | | 包括利益 | | |
| | その他有価証券 評価差額金 | その他の包括利益 累計 額 合 計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 1, 508 | 1, 508 | 44, 829 | 1, 015, 650 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △29, 458 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 | | | | △808, 614 |
| 新株予約権の行使 | | | △1, 080 | 7, 122 |
| 株主資本以外の項目の当連結 会計 年度変動額(純額) | 14, 229 | 14, 229 | | 14, 229 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 14, 229 | 14, 229 | △1, 080 | △816, 722 |
| 当連結会計年度末残高 | 15, 737 | 15, 737 | 43, 748 | 198, 928 |

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年8月31日現在)

| 資産の部 | 負債の | (単位: 十円) 部 |
|---|---------------|------------------------------|
| 科目金額 | 科目 | 金額 |
| 流 動 資 産 4,385,198 | 流動負債 | 4, 133, 362 |
| | 買 掛 金 | 431,616 |
| 現 金 及 び 預 金 621,967 | 電子記録債務 | 231, 154 |
| 売 掛 金 701,263 | 短 期 借 入 金 | 100,000 |
| , | 1年内返済予定の長期借入金 | 2, 840, 944 |
| 商 品 2,855,303 | リース債務 | 3, 528 |
| 貯 蔵 品 56,893 | 未 払 金 | 178, 193 |
| , | 未 払 費 用 | 135, 548 |
| 前 払 費 用 65,820 | 未払法人税等 | 26, 563 |
| その他 115,348 | 未払消費税等 | 11,628 |
| C | 契 約 負 債 | 35, 593 |
| 貸 倒 引 当 金 △31,399 | 預り金 | 40, 086 |
| | 賞 与 引 当 金 | 67, 455 |
| 固定資産 975,797 | 店舗閉鎖損失引当金 | 31, 050 |
| 有形固定資産 183,691 | 固定負債 | 1, 091, 112 |
| 754 11/10 100 | 長期借入金 | 744, 844 |
| 建 物 146,498 | リース債務 | 4, 704 |
| 構 築 物 0 | 資産除去債務 | 283, 944 |
| - H H H T 20/H H | 長期未払金 | 50, 375 |
| 工具、器具及び備品 28,960 | 操延税金負債 | 7, 243 5, 224, 474 |
| リース資産 8,232 | 負債合計 純資産の | 3, 224, 474 部 |
| | 株主資本 | 77, 034 |
| 無形固定資産 40,756 | 資 本 金 | 352, 284 |
| ソフトウェア 40,756 | 資本剰余金 | 340, 365 |
| , | 資本準備金 | 329, 284 |
| 投資その他の資産 751,348 | その他資本剰余金 | 11,080 |
| 投資有価証券 54,263 | 利益剰余金 | △593, 247 |
| | 利益準備金 | 1,670 |
| 関係会社株式 252,239 | その他利益剰余金 | △594, 917 |
| 出 資 金 50 | 繰越利益剰余金 | △594, 917 |
| | 自己株式 | △22, 368 |
| 長期前払費用 3,748 | 評価・換算差額等 | 15, 737 |
| 敷金及び保証金 440,809 | その他有価証券評価差額金 | 15, 737 |
| 741,009 | 新 株 予 約 権 | 43, 748 |
| その他 238 | 純 資 産 合 計 | 136, 520 |
| 資 産 合 計 5,360,995 | 負債及び純資産合計 | 5, 360, 995 |
| (注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しており | ます。 | |

損益計算書

(自 2024年9月1日) 至 2025年8月31日)

| | | 科 | | | 目 | 金 | 額 |
|----|-----|-------|-----|-------|---|----------|-------------|
| 売 | | 上 | 高 | | | | 8, 408, 912 |
| 売 | Ŧ | 原 | 価 | | | | 5, 100, 871 |
| | 売 | 上 | 総 | 利 | 益 | | 3, 308, 040 |
| 販売 | も費及 | とび一般管 | 理費 | | | | 3, 652, 814 |
| | 営 | 業 | | 損 | 失 | | 344, 773 |
| 営 | 業 | 外 収 | 益 | | | | |
| | 受 | 取 | | 利 | 息 | 1, 234 | |
| | 受 | 取 | 配 | 当 | 金 | 685 | |
| | 業 | 務 | 受 | 託 | 料 | 7, 771 | |
| | 受 | 取 損 | 害 | 賠 償 | 金 | 1, 379 | |
| | そ | | 0) | | 他 | 1, 780 | 12,850 |
| 営 | 業 | 外 費 | 用 | | | | |
| | 支 | 払 | | 利 | 息 | 34, 307 | |
| | そ | | 0) | | 他 | 694 | 35, 001 |
| | 経 | 常 | | 損 | 失 | | 366, 925 |
| 特 | 另 | 亅 損 | 失 | | | | |
| | 固 | 定資 | 産 | 廃 棄 | 損 | 22, 759 | |
| | 減 | 損 | | 損 | 失 | 218, 207 | |
| | 店舎 | 甫閉鎖損 | 失引 | 当金繰入 | 額 | 37, 970 | |
| | 関 | 係 会 社 | 株 | 式 評 価 | 損 | 50,000 | |
| | 貸 | 倒引 | 当 金 | 繰 入 | 額 | 31, 399 | 360, 337 |
| | 税 | 引前 | 当 期 | 純 損 | 失 | | 727, 262 |
| | 法丿 | 、税、住 | 民税. | 及び事業 | 税 | 13, 787 | |
| | 法 | 人 税 | 等 | 調整 | 額 | 76, 963 | 90, 751 |
| | 当 | 期 | 純 | 損 | 失 | | 818, 013 |

⁽注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

| | | | 材 | ŧ | 主 | 資 | : | 本 | | |
|--------------------------|----------|-------------|---------|----------|-------------------------|-----------|-------------|-----------|----------|-----------|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | |
| | 資本金 | 資本金 資 本 準備金 | | 資本剰全金 | 資本剰余金 利 益 _ 合計 準備金 別 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 |
| | | | | | | 別途積立金 | 公品 土市 チロ ナヤ | 合計 | | 合計 |
| 当期首残高 | 348, 699 | 325, 699 | 11, 125 | 336, 825 | 1, 670 | 255, 403 | △2, 848 | 254, 225 | △23, 445 | 916, 304 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △29, 458 | △29, 458 | | △29, 458 |
| 当期純損失 | | | | | | | △818, 013 | △818, 013 | | △818, 013 |
| 新株予約権の行使 | 3, 585 | 3, 585 | △45 | 3, 540 | | | | | 1, 076 | 8, 202 |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | △255, 403 | 255, 403 | - | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | 3, 585 | 3, 585 | △45 | 3, 540 | - | △255, 403 | △592, 068 | △847, 472 | 1, 076 | △839, 270 |
| 当期末残高 | 352, 284 | 329, 284 | 11, 080 | 340, 365 | 1, 670 | - | △594, 917 | △593, 247 | △22, 368 | 77, 034 |

| | 評価・換 | 算差額等 | ***** | |
|--------------------------|------------------|----------------|---------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 1, 508 | 1, 508 | 44, 829 | 962, 641 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △29, 458 |
| 当期純損失 | | | | △818, 013 |
| 新株予約権の行使 | | | △1,080 | 7, 122 |
| 別途積立金の取崩 | | | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | 14, 229 | 14, 229 | | 14, 229 |
| 当期変動額合計 | 14, 229 | 14, 229 | △1,080 | △826, 121 |
| 当期末残高 | 15, 737 | 15, 737 | 43, 748 | 136, 520 |

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社ハピネス・アンド・ディ 取締役会御中

> ESネクスト有限責任監査法人 東京都千代田区

> > 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員 公認会計士矢島 学

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネス・アンド・ディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の 記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容 の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の 過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識 との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にそ の他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を 作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められ る企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書 において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用 者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監 査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人 は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準に まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月28日

株式会社ハピネス・アンド・ディ 取 締 役 会 御中

> ESネクスト有限責任監査法人 東京都千代田区

> > 指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 中川 真紀子

公認会計士 矢島 学

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの2024年9月1日から2025年8月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び 運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 杳 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議 の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用 人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を 表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると ともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めまし た。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計 算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従 って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結構益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。財務報告に係わる内部統制の評価及び監査は未了ですが、本監査報告書の作成時点の状況において重要な不備はないとの報告を取締役等及び会計監査人ESネクスト有限責任監査法人から受けております。なお、グループ内部統制については、国内外の情勢の変化に即した体制整備とリスク管理の強化が必要であり、監査等委員会としても引続き監視及び検証してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月28日

株式会社ハピネス・アンド・ディ 監査等委員会

(注) 監査等委員 久保達弘及び太田美和子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する 社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加・変更 するものです。また、事業目的の追加・変更に伴う号数等の変更及び一部字 句の整理、変更等所要の変更を行います。

2. 変更の内容 変更の内容は、次のとおりであります。

(下始却八)は亦再答託なテレアわりませ)

| | (下豚部分は変更固別を小してわります。) |
|-----------|----------------------|
| 現行定款 | 変 更 案 |
| 第1条(条文省略) | <現行通り> |
| (目的) | (目 的) |

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、第2条 当会社は、次の事業を営むこ 並びに次の事業を営む会社その他の法人 と、並びに次の事業を営む会社その他 等の株式又は持分を保有することによ の法人等の株式又は持分を保有するこ り、当該会社等の経営管理及びこれに付 帯する又は関連する業務を行うことを目 的とする。

- 1. 宝石、貴金属、貴金属装飾品、時 計、眼鏡、補聴器、喫煙具類の 卸売及び小売、修理
- 2. 毛皮及び皮革製品の卸売及び小売
- 3. コンピューター及び関連機器のリ ース及び賃貸
- 4. 輸入ブランドバッグ、香水及び雑 貨等の卸売及び小売
- 5. 宝石、青金属、青金属装飾品、時 計、バッグ、財布等の買取り、 卸売及び小売

とにより、当該会社等の経営管理及び これに付帯する又は関連する業務を行 うことを目的とする。

- 1. 宝石、貴金属、貴金属装飾品、時 計、眼鏡、補聴器、喫煙具類の 卸売及び小売、修理並びにレン タル・リース
- 2. 毛皮及び皮革製品の卸売及び小売
- 3. コンピューター及び関連機器のリ ース及び賃貸
- 4. 輸入ブランドバッグ、香水及び雑 貨等の卸売及び小売
- 5. 宝石、貴金属、貴金属装飾品、時 計、バッグ、財布等の買取り、 卸売及び小売

現 行 定 款

- 6. インターネット、カタログ等によ る通信販売等
- 7. 酒類の卸売及び小売 < 新 設 >

< 新 設 >

- 8. 各種デザイン業
- 9. その他サービス業
- 10. 飲食業
- 11. フランチャイズシステムによる経 営及びコンサルティング
- 12. 企業に対する経営診断、業務分析・診断及び改善案の提案、教育・研修並びにその他経営に関する総合指導、コンサルティング
- 13. 前各号に付帯する一切の業務

変 更 案

- 6. インターネット、カタログ等によ る通信販売等
- 7. 酒類の卸売及び小売
- 8. 古物の売買、修理・加工、流通、 受委託販売、レンタル・リース 及び輸出入
- 9. インターネット上での古物の売 買、修理・加工、流通、受委託 販売、レンタル・リース及び輸 出入
- <u>10.</u> 各種デザイン業
- 11. その他サービス業
- 12. 飲食業
- 13. フランチャイズシステムによる経 営及びコンサルティング
- 14. 企業に対する経営診断、業務分析・診断及び改善案の提案、教育・研修並びにその他経営に関する総合指導、コンサルティング
- 15. 前各号に付帯する一切の業務

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員 (5名) は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者 について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| | 以神伎医性有は、ひのとわりしめりより。 | | | | | |
|--------|-------------------------------------|--|----------------|--|--|--|
| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当 社の株式数 | | | |
| | でん やすお | 1967年11月 有限会社デン時計店(後に有限会社デンに社名変更)入社 1978年7月 同社取締役 1990年9月 当社設立 代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役会長(現任) | | | | |
| 1 | 田 泰 夫 (1947年10月24日生) | 【取締役候補者の選任理由】 同氏は当社の創業者であり、代表取締役として長年にわたって経営の指揮を執り、業績の拡大など企業価値の向上に貢献されました。その豊富な経験と知識は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。 | 558, 200株 | | | |
| 2 | まえはら さとし 前 原 聡 (1967年10月29日生) | 1991年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずぼ銀行)入行 2004年7月 みずほインベスターズ証券株式会社(現みずほ証券株式会社)出向 2012年9月 株式会社トライアルカンパニー入社 2014年10月 株式会社トライアルカンパニー入社 2014年10月 株式会社トライアルカンパニー取締役 社長 2017年6月 株式会社トライアルカンパニー取締役 2018年6月 同社専務取締役 2020年6月 当社入社 専務執行役員 2020年1月 当社入務取締役 2022年12月 株式会社AbHeri代表取締役社長(現任) 2023年10月 株式会社No. 取締役(現任) 2023年10月 株式会社Mo. 取締役(現任) 2024年7月 ジット株式会社 社外取締役(現任) 2025年6月 当社代表取締役社長(現任)(重要な兼職の状況) ジット株式会社 社外取締役 株式会社AbHeri 代表取締役社長(現任)(重要な兼職の状況) ジット株式会社 社外取締役 株式会社No. 取締役 株式会社の・取締役 株式会社No. 取締役 | 12, 300株 | | | |

| 候補者 番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当 社の株式数 |
|------------|---|--|----------------|
| 3 | でん あつし 田 篤 史 (1972年11月13日生) | 1992年4月 当社入社 2002年10月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役第一営業企画部長 2006年7月 当社常務取締役総務部長 2008年3月 当社取締役経営企画部長 2009年1月 当社取締役事業推進部長 2015年9月 当社取締役事業推進部長 2018年1月 当社代表取締役社長 2023年9月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2025年6月 当社联統役副社長(現任) | 587, 500株 |
| | | 【取締役候補者の選任理由】 同氏は当社の取締役副社長であり、長年にわたって営業、商品開発、経営企画、人材教育など幅広い分野において要職を歴任しており、当社の営業部門・後方部門の両面に精通する見識は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。 | |
| 4 | まるやま まこと 丸 山 誠 (1979年1月29日生) | 1997年4月 株式会社キムラヤ入社 2008年1月 当社入社 当社入社 2010年12月 当社執行役員営業部副部長 2015年9月 当社執行役員店舗開発部長 2021年11月 当社取締役社長室長兼店舗開発部長 当社取締役社長室長兼店舗開発部長兼 営業部長 2025年6月 当社取締役管理部長(現任) | 5, 380株 |
| | (1979年1月29日生) | 【取締役候補者の選任理由】 同氏は、商品、店舗開発、経営企画、管理部と幅 広い分野において要職を歴任しており、長年にわた って当社の事業戦略の要を担い成長に貢献してお り、その見識と人脈は持続的成長の実現のために適 任であると判断し、取締役候補者といたしました。 | |
| 5 | ひらずみ あきこ 平 住 明 子 (1983年7月5日生) | 2007年2月 当社入社 2017年9月 当社商品部長 2020年6月 当社執行役員商品部長 2021年10月 執行役員営業戦略部長 2023年9月 当社執行役員商品本部長兼商品開発部 長 2024年11月 当社取締役商品本部長(現任) | 980株 |
| | , | 【取締役候補者の選任理由】 同氏は商品部長、商品開発部長、商品本部長等の 経験と実績により商品戦略における高い能力と専門 性を有しており、これらの幅広い知見とリーダーシ ップは当社の企業価値向上に必要不可欠であると判 断し、取締役候補者といたしました。 | |

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年8月31日現在のものであります。
 - 3 取締役候補者 田 秦夫氏、田 篤史氏は、それぞれ当社の大株主であり親会社等に当たります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会が監査法人Bloomを会計監査人の候補者とした理由は、監査等委員会が監査法人Bloomを公認会計士等の候補者とした理由は、同監査法人は会計監査人としての専門性、独立性及び品質管理体制と当業界に対する知見を有しており、当社の企業規模に適した対応と、効果的な監査業務の遂行が期待できることなどを総合的に勘案した結果、当社の公認会計士等として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

| 名称 | 監査法人Bloom | | |
|--------|---|--|--|
| 主たる事務所 | 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル | | |
| 沿 革 | 2022年1月5日設立 2024年7月22日上場会社等監査人名簿への登録 | | |
| 概 要 | 構成人員 公認会計士8名 監査関与会社 4社(大会社等に限る) | | |

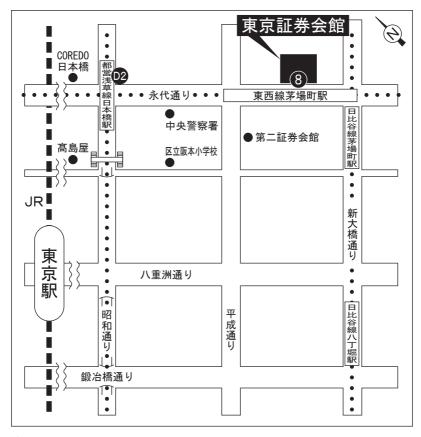
以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館9階 会議室

電話:03-3667-9210



交通機関

- ・地下鉄 ○東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅(8番出口より直結) ○東京メトロ銀座線、都営地下鉄浅草線 日本橋駅(D2出口) より徒歩5分
 - ※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承 ください。